



PROPOSAL

【1】 次の文は、学校教育法施行令第二十二條の三の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が(ア)の使用によつても歩行、筆記等(イ)における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の(ウ)観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 (エ)の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- ① ア 補装具    イ 日常生活    ウ 医学的    エ 身体虚弱
- ② ア 補装具    イ 学校生活    ウ 教育的    エ 病弱
- ③ ア 補装具    イ 日常生活    ウ 教育的    エ 病弱
- ④ ア 装具    イ 学校生活    ウ 医学的    エ 病弱
- ⑤ ア 装具    イ 日常生活    ウ 医学的    エ 身体虚弱

1

【2】 次の文は、学校教育法第八十一条第2項の規定である。(ア)～(エ)にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、(ア)を置くことができる。

- 一 (イ)
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 (ウ)
- 五 (エ)
- 六 その他障害のある者で、(ア)において教育を行うことが適当なもの

- ① 通級指導教室    ② 知的障害者    ③ 弱視者    ④ 難聴者
- ⑤ 視覚障害者    ⑥ 聴覚障害者    ⑦ 特別支援学級    ⑧ 発達障害者

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
2	3	4	5

【3】 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会）の記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

インクルーシブ教育システムにおいては、(ア)で共に学ぶことを追求するとともに、個別の(イ)のある幼児児童生徒に対して、(ウ)と社会参加を見据えて、その時点で(イ)に最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「(エ)」を用意しておくことが必要である。

- ① ア 交流教育等    イ 障害や困難    ウ 学校生活    エ 適正な学びの場
- ② ア 交流教育等    イ 教育的ニーズ    ウ 自立    エ 多様な学びの場
- ③ ア 同じ場    イ 障害や困難    ウ 自立    エ 適正な学びの場
- ④ ア 同じ場    イ 教育的ニーズ    ウ 自立    エ 多様な学びの場
- ⑤ ア 同じ場    イ 障害や困難    ウ 学校生活    エ 適正な学びの場

【4】 次のア～オは、戦後の障害児教育において起こった大きな出来事である。出来事が起こった順に並べ替えたものとして適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ア 養護学校義務制の開始
- イ 学校教育法の施行
- ウ 特別支援教育への転換
- エ 自立活動の設定
- オ 養護・訓練の設定

- ① オ → イ → ア → ウ → エ
- ② オ → イ → ア → エ → ウ
- ③ イ → ア → オ → エ → ウ
- ④ イ → ア → オ → ウ → エ
- ⑤ イ → オ → ア → エ → ウ

7

【5】 次の文は、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）における視覚障害に関する記述である。（ア）～（ウ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

視覚障害とは、視機能の（ア）低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、（イ）、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、（ウ）、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難等がある。

- ① ア 永続的な      イ 動作の模倣      ウ 歩行の困難
- ② ア 永続的な      イ 動作への反応      ウ 移動の困難
- ③ ア 永続的な      イ 動作の模倣      ウ 移動の困難
- ④ ア 著しい      イ 動作への反応      ウ 歩行の困難
- ⑤ ア 著しい      イ 動作の模倣      ウ 歩行の困難

8

【6】 次の文は、知的障害に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期に起こるものをいう。
- ② 知的障害のある子供の学習上の特性としては、習得した知識や技能が偏ったり、断片的になりやすかったりすることがある。そのため、習得した知識や技能が実際の生活には応用されにくい傾向があり、また、抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な内容が習得されやすい傾向がある。
- ③ 特別支援学校（知的障害）に在籍する子供には、知的発達の段階から見て言語、運動、情緒・行動などの面で、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が、知的障害に随伴してみられる。
- ④ 知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。
- ⑤ 知的機能の状態の把握については、標準化された個別式の知能検査や発達検査などを用いることが必要である。知能指数等は、発達期であれば変動が大きい場合がある。また、比較的低年齢段階においては、心理的・社会的環境条件の影響を受けやすいが、結果の解釈に当たっては、生活環境、教育環境などの条件を考慮しない。

9

【7】 次の文は、学習障害に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）において、「学習障害（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な（ア）に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は（イ）する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。（中略）学習障害は、その原因として（ウ）に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、（エ）な要因が直接的な原因となるものではない。」とされている。

- ① ア 知的発達      イ 記憶      ウ 小脳      エ 環境的
- ② ア 知的発達      イ 推論      ウ 中枢神経系      エ 環境的
- ③ ア 学習      イ 推論      ウ 中枢神経系      エ 心理的
- ④ ア 学習      イ 記憶      ウ 小脳      エ 心理的
- ⑤ ア 学習      イ 記憶      ウ 中枢神経系      エ 環境的

10

【8】 次の文は、肢体不自由に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 上肢の障害のために、書字動作やコンピュータ等の操作に困難が伴う場合がある。
- ② 脳性まひ等の脳性疾患による肢体不自由児の場合は、発達過程上、緊張や反射によって身体からの諸情報のフィードバックが困難になりやすい。
- ③ 経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。
- ④ 肢体不自由の起因疾患である骨・関節の疾患に外傷後遺症や骨形成不全症などがあり、出現頻度が高い。
- ⑤ 重複障害で障害の状態が重度の子供の多くが、体力が弱かったり、生命活動が脆弱であったりする。

11

【9】 次の文は、病弱・身体虚弱の子供の教育における合理的配慮についての記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。
- ② 病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。
- ③ 病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。
- ④ 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子供の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。
- ⑤ 学校生活を送る上で、急な病状の変化に対応できるように、必ず保護者に付き添いを依頼する。

12

【10】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）における学部段階間及び学校段階等間の接続に関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

小学部においては、幼児期の終わりまでに①育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、特別支援学校幼稚部教育要領及び幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば②自立活動において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学部入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての③遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、④自立活動を中心に、④合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や⑤指導計画の作成を行うこと。

13

【11】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における育成を目指す資質・能力に関する記述の一部である。適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 「知識及び技能」と他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、発達の段階に応じて、児童生徒が発展的な知識及び技能を確実に習得できるようにしていく。
- ② 知識については、既得の知識及び技能を新たな知識に置き換え、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でのみ活用できるような確かな知識として習得されるようにしていく。
- ③ 「思考力、判断力、表現力等」は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力である。
- ④ 「学びに向かう力、人間性等」は、児童生徒の情意や態度等に関わるものであることから、他の二つの柱とは別に、保護者との間で共通理解を行い、指導のねらいを設定していくことが重要となる。
- ⑤ 児童生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、受動的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。

14



【12】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）における児童又は生徒の調和的な発達の支援に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

- (1) 海外から帰国した児童又は生徒などについては、（ア）への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- (2) 日本語の習得に困難のある児童又は生徒については、個々の児童又は生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を（イ）に行うものとする。特に、（ウ）による日本語指導については、（エ）に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

- ① 長期的かつ計画的      ② 日本語      ③ 通級      ④ 学校生活  
 ⑤ 自立活動      ⑥ 学校教育活動      ⑦ 母国語      ⑧ 家庭との連携  
 ⑨ 組織的かつ計画的      ⑩ 教師間の連携

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
15	16	17	18

【13】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）における小学部に関する記述である。知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の国語の内容（1段階）について、ア～ウの内容が〔知識及び技能〕または〔思考力、判断力、表現力等〕のいずれに該当するか、適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ア 言葉のもつ音やリズムに触れたり、言葉が表す事物やイメージに触れたりすること。  
 イ 身近な人からの話し掛けに注目したり、応じて答えたりすること。  
 ウ 絵本などを見て、知っている事物や出来事などを指さしなどで表現すること。

- ① ア 思考力、判断力、表現力等      イ 思考力、判断力、表現力等  
 ウ 知識及び技能
- ② ア 思考力、判断力、表現力等      イ 知識及び技能  
 ウ 思考力、判断力、表現力等
- ③ ア 知識及び技能      イ 知識及び技能  
 ウ 思考力、判断力、表現力等
- ④ ア 知識及び技能      イ 思考力、判断力、表現力等  
 ウ 思考力、判断力、表現力等
- ⑤ ア 知識及び技能      イ 思考力、判断力、表現力等  
 ウ 知識及び技能

【14】 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部保健体育科に関する記述である。各段階に共通する内容について、適切でないものを①～⑤から選び、記号で答えよ。

① 体づくり運動

体づくり運動は、自他の心と体に向き合って、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心と体をほぐしたり、体の動きを高める行い方を学んだりすることができる領域であり、「体ほぐしの運動」と「体の動きを高める運動」で構成されている。

② 陸上運動

陸上運動は、走る、跳ぶなどの運動で、体を巧みに操作しながら、合理的で心地よい動きを身に付けるとともに、友達と速さや高さ、距離を競い合ったり、自分の目指す記録を達成したりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり、「短距離走・リレー」、「長距離走」、「(小型)ハードル走」などが構成内容である。

③ 水泳運動

水泳運動は、水に浮いて進んだり呼吸したり、様々な方法で水にもぐったり浮いたりする楽しさや喜びに触れることのできる運動であり、「水中を歩く運動」、「もぐる・浮く運動」、「浮いて進む運動」などが構成内容である。

④ 武道

武道は、我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合ったり互いを高めたりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり、「柔道」、「剣道」、「相撲」などが構成内容である。

⑤ ダンス

ダンスは、イメージを捉えた表現や踊りを通じた交流を通して友達とのコミュニケーションを豊かにすることを重視する運動で、友達とともに感じを込めて踊ったり、イメージを捉えて自分を表現したりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動であり、「リズムダンス」と「フォークダンス」で構成されている。

【15】 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）に示されている自立活動の内容の一部である。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

<健康の保持>

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と（ア）に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の（イ）に関する事。

<身体の動き>

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の（ウ）に関する事。
- (5) （エ）に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

<コミュニケーション>

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) （オ）に応じたコミュニケーションに関する事。

- ① 維持・改善    ② 作業    ③ 相手    ④ 移動能力    ⑤ 養護  
⑥ 管理・報告    ⑦ ケア    ⑧ 学習    ⑨ 言語    ⑩ 状況

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
21	22	23	24	25

【16】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における個別の指導計画の作成手順に関する記述である。適切でないものを①～⑤から2つ選び、番号で答えよ。

- ① 教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集することも重要である。
- ② 自立活動の指導目標（ねらい）は、学習指導要領に段階で示された目標に沿って、設定する。
- ③ 実態把握の方法としては、観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法が考えられるが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いることが大切である。
- ④ 幼児児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、保護者等から生育歴や家庭生活の状況の聞き取りは、その心情に配慮し、行なわない。
- ⑤ 自立活動の指導の効果を高めるため、児童生徒が興味をもって主体的に活動し、しかも成就感を味わうことができるようにする必要がある。

26	27
----	----

【17】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における人間関係の形成の「集団への参加の基礎に関すること」に関する記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 障害のある幼児児童生徒は、見たり聞いたりして情報を得ることや、集団に参加するための手順やきまりを理解することなどが難しいことから、集団生活に適應できないことがある。
- ② 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、あらかじめ集団に参加するための手順やきまり、必要な情報を得るための質問の仕方などを指導して、積極的に参加できるようにする必要がある。
- ③ 聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、また、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導することが大切である。
- ④ LDのある幼児児童生徒の場合、状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続することから、学校生活や社会生活に適應できないことがある。
- ⑤ ADHDのある幼児児童生徒の場合、ルールを少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイによって適切な行動を具体的に指導したりすることが必要である。

28
----

【18】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動の評価についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

自立活動における幼児児童生徒の学習の評価は、実際の指導が個々の幼児児童生徒の指導目標（ねらい）に照らしてどのように行われ、幼児児童生徒がその指導目標（ねらい）の実現に向けてどのように（ア）しているかを明らかにするものである。

また、幼児児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするものでもある。

自立活動の指導は、教師が幼児児童生徒の実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行われるが、計画は（イ）に基づいて立てた見通しであり、幼児児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、（ウ）を通して明らかになるものである。したがって、幼児児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜（エ）を図らなければならない。

- |   |   |    |   |       |   |        |   |      |
|---|---|----|---|-------|---|--------|---|------|
| ① | ア | 活動 | イ | 当初の仮説 | ウ | 教師間の連携 | エ | 情報共有 |
| ② | ア | 活動 | イ | 学級の実態 | ウ | 実際の指導  | エ | 修正   |
| ③ | ア | 変容 | イ | 当初の仮説 | ウ | 実際の指導  | エ | 修正   |
| ④ | ア | 変容 | イ | 学級の実態 | ウ | 教員間の連携 | エ | 修正   |
| ⑤ | ア | 活動 | イ | 当初の仮説 | ウ | 実際の指導  | エ | 情報共有 |

【19】 児童生徒の学習評価について、次の問いに答えよ。

(1) 次の文は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月 文部科学省）における学習評価についての基本的な考え方に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

- ・児童生徒の（ア）改善につながるものにしていくこと
- ・教師の（イ）改善につながるものにしていくこと
- ・これまで（ウ）として行われてきたことでも、（エ）が認められないものは見直していくこと

- ① 発達    ② 指導    ③ 信頼性・妥当性    ④ 学習  
⑤ 授業    ⑥ 特色    ⑦ 必要性・妥当性    ⑧ 慣行

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
30	31	32	33

(2) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における学習評価の充実についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

児童又は生徒のよい点や（ア）、進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの（イ）や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や（ウ）のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習（エ）の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

- ① 態度    ② 意欲    ③ 将来性    ④ 意義  
⑤ 可能性    ⑥ 活動    ⑦ 内容    ⑧ 時間

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
34	35	36	37

【20】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）におけるコンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

子供たちが将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」（中略）を育むため、小学部においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な（ア）思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することとしている。その際、小学部段階において学習活動としてプログラミングに取り組むねらいは、（イ）を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、（ア）思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、（ウ）がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、身近な問題の解決に（エ）に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにある。

- |   |   |     |   |           |   |      |   |     |
|---|---|-----|---|-----------|---|------|---|-----|
| ① | ア | 論理的 | イ | プログラミング言語 | ウ | 情報社会 | エ | 主体的 |
| ② | ア | 論理的 | イ | 文字の入力     | ウ | 日常生活 | エ | 積極的 |
| ③ | ア | 論理的 | イ | プログラミング言語 | ウ | 日常生活 | エ | 積極的 |
| ④ | ア | 認知的 | イ | 文字の入力     | ウ | 情報社会 | エ | 主体的 |
| ⑤ | ア | 認知的 | イ | プログラミング言語 | ウ | 情報社会 | エ | 主体的 |

【21】 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（令和3年1月 文部科学省）における、特別支援教育におけるICT利活用の意義と基本的な考え方についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

（1）ICTは、障害のあるなしを問わず、子供が主体的に学ぶために有用なものであるとともに、特別な支援を必要とする子供に対しては、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができる重要なものである。（ア）を提供するに当たっても必要不可欠なものとなりつつある。

（2）ICTの活用に関しては、子供一人一人の障害の（イ）や状態、教育や生活等の環境が異なることを踏まえ、例えば、情報の（ウ）に係る障害を有する子供などをはじめとして、子供一人一人に想定される活用の困難さ、（エ）への影響など、様々な課題を把握し、それに対するきめ細かな配慮を進め、誰一人取り残されることのないよう取り組んでいく必要がある。

- ① 合理的配慮    ② 程度    ③ 入出力    ④ 基礎的環境整備  
⑤ 種類    ⑥ 健康面    ⑦ 処理    ⑧ 情意面

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
39	40	41	42



教科名 ( 特別支援 ) (120点)

マーク 番号	解答	配点	備考	マーク 番号	解答	配点	備考
1	1	4		31	2	2	
2	7	2		32	8	2	
3	2	2		33	7	4	
4	3	2		34	5	2	
5	4	2		35	4	2	
6	4	4		36	8	2	
7	5	4		37	2	2	
8	3	4		38	1	4	
9	5	4		39	1	2	
10	2	4		40	5	2	
11	4	4		41	3	2	
12	5	4		42	6	2	
13	2	4		43			
14	3	4		44			
15	4	2		45			
16	9	2		46			
17	3	2		47			
18	0	2		48			
19	4	4		49			
20	3	4		50			
21	5	2		51			
22	1	2		52			
23	4	2		53			
24	2	2		54			
25	0	2		55			
26	2	4	順不同	56			
27	4	4		57			
28	4	4		58			
29	3	4		59			
30	4	2		60			